

長崎県立大学動物実験委員会規程

〔平成23年4月1日
規程第19号〕

改正 平成24年3月6日規程第1号

改正 平成27年3月3日規程第15号

(設置)

第1条 長崎県立大学学則(平成20年規則第1号)第14条及び長崎県立大学動物実験規程(平成23年規程第19号)第5条の規定に基づき、長崎県立大学に動物実験委員会(以下「委員会」という。)を置く。

一部改正 [平成24年規程第1号、平成27年規程第15号]

(所掌事項)

第2条 委員会は、学長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について調査審議し、必要に応じて実験の立案及び実施に関して助言・指導を行うことができるほか、学長に対して意見を述べることができる。

- (1) 動物実験計画が、長崎県立大学動物実験規程等に適合していることの審議及び学長報告に関する事項
- (2) 動物実験計画の実施状況及び結果に関する事項
- (3) 教育訓練に関する事項
- (4) 動物実験施設及び実験動物の飼養保管状況に関する事項
- (5) 実験動物の飼育施設及び設備の整備に関する事項
- (6) 管理、運営に必要な組織体制の整備に関する事項
- (7) 動物実験などの安全確保に関する事項
- (8) 自己点検・評価に関する事項
- (9) その他動物実験の適正な実施に関し必要な事項

一部改正 [平成24年規程第1号、平成27年規程第15号]

(組織)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 動物実験施設長
- (2) 動物実験等に関して優れた識見を有する者 4名
- (3) その他委員会が必要と認めた者 若干名

(任期)

第4条 前条第2号及び第3号に掲げる委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
2 前項の規定にかかわらず、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席により成立する。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところに

よる。

(部会)

第7条 委員会は、必要に応じ、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関し必要な事項は、別に定める。

(報告)

第7条の2 委員長は、必要に応じ、委員会の審議内容等について学長に報告するものとする。

追加 [平成 27 年規程第 15 号]

(事務)

第8条 委員会の事務は、シーボルト校事務局総務企画課において行う。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(旧大学委員会規程の廃止)

2 定款附則第2項に定める県立長崎シーボルト大学（以下「旧大学」という。）の動物実験委員会規程は廃止する。

(経過措置)

3 旧大学が存続する間は、前項により廃止された旧大学の動物実験委員会規程において定められた当該委員会の所掌事項は、本委員会が行うものとする。

附 則（平成 24 年規程第 1 号）

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年規程第 15 号）

(施行期日)

1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(任期)

2 平成 27 年 4 月 1 日に任命される委員の任期は、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 28 年 3 月 31 日までとする。